

受理第6－2号

請 願 書

件 名

宇治市ケアラー支援条例制定を求める請願

紹介議員

中村 麻伊子、今川 美也、山崎 匡、鳥居 進、

金ヶ崎 秀明、藤田 智晴、佐々木真由美

請願の趣旨

「宇治市ケアラー支援条例(仮称)」の制定について下記の通り請願します。

この請願にいう「ケアラー」とは、「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をいいます。これは、日本で初めてケアラーの支援を正面に掲げた「埼玉県ケアラー支援条例」での定義に倣っています。

埼玉県の条例は2020年3月に制定・施行されましたが、それ以降同様の趣旨で全国27地方自治体においてケアラー支援条例が制定・施行されています(2024年5月1日現在)。

私たちは、ケアラー当事者として、さる5月18日に開催された「第8回市民と議会のつどい」において、老老介護の実態や育児と介護を同時に担うダブルケアの現実、障害者の家族が抱える課題や親亡き後の不安などについて発言し、支援条例の必要性について訴えてきました。また、2022年12月には宇治市において公開学習会を開催し、ケアラーの現状についての課題共有や、支援条例の必要性についての広報・啓発活動を行ってきました。

宇治市では、「認知症の人にやさしいまち・うじ」宣言など、福祉や介護の取り組みも拡充されてきましたが、今もなおケアの多くは家族等の肩にかかっており、ケアラーは健康・学業・仕事・経済・余暇等々深刻な生活問題を抱えています。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を社会問題として認識し、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていくための「宇治市ケアラー支援条例(仮称)」の制定を請願するものです。

請願項目

1. 「宇治市ケアラー支援条例(仮称)」の制定を行ってください。

2024年6月12日

宇治市議会議長
松峯 茂 様

請願者代表 加治屋 勝枝

住所:

電話:

請願者 松村 祐子 勝谷 幸子